

何としても判決を守ろうとの強い意気込みが報告会場にあふれる

今年5月の大飯3・4号に関する福井地裁判決は、福島事故を踏まえて大飯3・4号の差し止めを命じ、全国の原発再稼働に反対する人たちを強く鼓舞するものであった。

それに対する控訴審の第1回が11月5日に名古屋高裁金沢支部で開かれた。168名が抽選に並んだが31名しか入れなかった。裁判所前での行進の後、私を含め抽選にはずれた人たちは近くの会場に移り、法廷で行われている意見陳述の模擬を聞くことになった。私が持参した当原告団の横断幕は正面右に大きく掲げられた。



意見陳述の模擬は、中嶌哲演原告団長、河合弁護士、玄海訴訟からの支援として板井弁護士、海渡弁護士、弁護団副団長の島田弁護士の順に、それぞれの代理人が行った。一人の模擬陳述が終わるたびに大きな拍手が会場からわき起こり、なんとしても勝利したいという意気込みが強く感じられた。



報告会一原告団全国連絡会事務局提供

4時過ぎに法定内から原告団・弁護団が到着・合流し、周りに多くが立つほどに満席になった中で報告会が開かれた。原告団・弁護団の紹介があり、改めて意見陳述の中身が当人から披露され、裁判の進行状況が明らかにされた。

次回は2月9日午後2時に開始されること、関電は2月2日までに主張をほぼ完結させ、証人を立てた立証は行わないと表明したこと、8月に進行協議があったが、その後10月1日で裁判長が交代したことなどが紹介された。実際の地震動が基準地震動を超えたと判決が指摘した5つの地震動について、関電はそれぞれ具体的な反論を書いている。それに対し、判決を後退させてはならないと裁判官に強くアピールしたことなどが弁護団から紹介された。そのアピールを裁判官がどう受け止めるか、基準地震動問題にどのような姿勢で対処してくるか、非常に注目されるところである。

夜には全国から集まった原告団・弁護団の交流会があり、北海道から九州までの人たちと直接 にいろいろな話をすることができた。

今回の冒頭に裁判長は、小法廷しかとれなかったことを詫び、次は大法廷をとるとのこと。2月9日はおそらく大雪だろうが、金沢はこれまで2回、原発の勝利判決が得られたところ。勝利を目指して全国から多くの人たちが押し寄せてくるに違いない。原告団・弁護団と全国の各原告団の力を集め、福井判決を守り抜こう。 (おおい原発止めよう裁判の会 小山)